酒田河川国道事務所公募型樹木採取公募説明書

【目的】

河川区域内の樹木は、洪水時に流れを阻害したり、倒れて流出し、橋梁、堰等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、樹木がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観と河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的に河川区域内の樹木の伐採等の管理を実施しておりますが、多くの費用を要するため、全てを対処するまでには至っていない状況です。また、近年ハリエンジュ（ニセアカシア）のように繁殖力の強い外来種の繁茂がみられ、十分に処理ができていない実態もあります。

そこで、河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていくものです。

イ．公募に参加する者に必要な資格及び条件等

① 過去３年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

② 公募期間中において、予算決算及び会計令第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

③ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④ 直近１年間の税を滞納している者でないこと。

⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ロ．手続き等

①提出書類

公募説明書に添付の応募様式を期限までに提出してください。(郵送可、期限必着)

＜提出書類取得方法＞

酒田河川国道事務所のホームページから申し込み様式をダウンロード、又は酒田河川国道事務所河川管理課及び対象箇所を管理している各出張所にて配布。

【酒田河川国道事務所ホームページＵＲＬ】 http://www.thr.mlit.go.jp/sakata/

②提出期限

令和８年１２月２５日まで

受付時間：９：００～１７：００（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

※第１回締切：令和８年８月３日　それ以降は各回締切まで

※予定面積に達した時点で公募は終了となります。その際はホームページでお知らせしますのでご確認ください。

③提出先・問い合わせ先

【本制度に関すること】

東北地方整備局　酒田河川国道事務所　河川管理課　河川管理係

〒998-0011　山形県酒田市上安町一丁目２－１

電話　０２３４－２７－３４９７（課直通）

【提出先･本樹木採取に関すること】

《飽海出張所》　〒999-6811　酒田市柏谷沢字内山４０－１

電話　０２３４－５７－２０７７

《赤川出張所》　〒997-0011　鶴岡市宝田２－３－５５

電話　０２３５－２３－２０３２

ハ．採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取可能最大区画数、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから見た採取の効果等を総合的に評価（採取計画・実施項目・実施工程・過去の応募実績等・実効性・安全対策等・地域性）し、優れた者を選定者とします。

選定にあたっては、必要な情報収集又は履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合があります。

また、審査は１ヶ月毎に実施し、その都度選定通知します。

審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定します。

ニ．採取区域と樹径等の情報（樹種：ヤナギ、ハリエンジュ、オニグルミなど）

別添　図面（樹木等採取予定箇所図）のとおり

※必要に応じて各自現地を確認してください。

ホ．採取時期

令和８年９月１日から令和９年２月２６日まで【予定】

※ただし、生物等の生育環境保全のため、採取が制限される期間があります。

※開始時期は応募内容によることとし、１区画あたりの作業期間は１～２ヶ月間程度を目安とします。

ヘ．採取にあたって実施すべき安全対策等（清掃、交通整理等）の内容

（作業時服装）

・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。

（大雨・強風）

・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。

（資機材管理）

・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。

・枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。

（隣接者調整）

・他の作業車の支障となる搬出通路上にはトラックは駐車しない。
・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。
・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。

（有事対応）

・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。（申請者以外の現場作業者にも登録してもらう）
・事故（ケガを含む）発生時には出張所に必ず連絡する。

（法令遵守）

・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。（差し枠、はみ出し禁止）

（坂路管理）

・通常時閉鎖されている坂路等を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。

（その他）

・夏場に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して作業は行わない。
・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。（二日酔いも含む）
・作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。
・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

ト．河川法第２５条の許可の際に付すことを予定している主な条件の内容

別紙のとおり

チ．河川管理者が必要に応じ実施する項目

・進入路整備（４ｔトラックによる搬出が可能となる程度）
・その他、河川管理者が伐採作業に必要と判断した整備

リ．自損事故を起こした場合、河川管理施設又は第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い

① 河川管理者は、河川利用者や許可受者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受者に指導を行います。

② 河川管理者は、許可受者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように、必要に応じて許可受者に指導を行います。

③ 採取は、許可受者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受者の責任において行うこと。

また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受者は速やかに河川管理者に通報し、適切に対応すること。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第

１８条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第６７条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めます。

④　許可受者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

ヌ．許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法第２５条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則第１３条第１項に定める申請を行ってください。

※河川法 25 条の許可とは、「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という規定です。

※河川法 25 条の許可により、営利目的での採取が可能となります。

ル．本手続きに係る期間等

	公募締切	選定通知	許可手続き	許可書発行
第1回	令和8年8月3日(月)	令和8年8月17日(月)	令和8年8月24日(月)	令和8年9月1日(火)
第2回	令和8年9月1日(火)	令和8年9月16日(水)	令和8年9月24日(木)	令和8年10月1日(木)
第3回	令和8年10月1日(木)	令和8年10月15日(木)	令和8年10月22日(木)	令和8年11月2日(月)
第4回	令和8年11月2日(月)	令和8年11月16日(月)	令和8年11月24日(火)	令和8年12月1日(火)
第5回	令和8年12月1日(火)	令和8年12月15日(火)	令和8年12月22日(火)	令和9年1月6日(水)
第6回	令和8年12月25日(金)	令和9年1月8日(金)	令和9年1月15日(金)	令和9年2月3日(水)

※選定通知、許可書発行は前後することがあります。

※採取（伐採）は、許可書発行を受け、着手届を提出後となります。

ヲ．その他

・応募区域又は区画が応募者の認識している場所と一致しているか、また、公募時に提示した採取区域の中から選んでいるかなど、地図又は図面等により確実に確認してください。

・採取を希望する河川産出物の種類又は使途を制限するものではありませんが、当該種類又は使途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の使途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を正確に判断することができないため、確認する場合があります。また、当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合があります。

なお、採取後の使用においては、自己の責任において行うものとします。

・今後の参考資料とするため、採取実施後にアンケートにご協力いただく場合があります。

・採取場所については、河川管理者において調整のうえ指定します。

・環境への配慮のため概ね５０ｍ間隔で一部残していただきます。残す樹木は双方確認のうえ決定します。

別　紙

主　な　条　件

・許可を受けた者は、許可期間中は採取箇所の見やすい場所に、採取目的、採取面積、採取者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可標示板を掲示すること。
（※注）許可標示板の規格等については、担当区間の酒田河川国道事務所各出張所長（以下「所長」という。）と協議の上変更可とする。

・許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

・許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から１５日以内に届け出ること。
（１）　住所又は氏名を変更したとき
（２）　許可を受けた行為を廃止したとき
（３）　天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかったとき

・許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、所長の指示に従い３０日以内にその場所を整理し、所長の検査を受けること。

・許可を受けた者が採取に着手するときは、別紙様式（１）により所長に事前に届出し、かつ採取中は所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙様式（２）により速やかに報告し所長の確認を受けること。

・許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに所長に報告すること。

・許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

・採取した樹木は、洪水による流出により、河川管理施設・橋梁・漁業施設等への影響を考慮し、河川敷より随時搬出すること。
特に融雪期も含めた出水期（３月～９月）については厳守すること。

・河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

（様式１）

令和　　年　　月　　日

出張所長　殿

住　所
申請者
氏　名

着　　手　　届

下記のとおり着手するので届け出ます。

記

１．着手年月日

２．許可年月日
　及び番号

３．河川の名称　　川水系　　川

４．採取の場所

５．採取の期間　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

６．非常時の
　連絡先

注）着手前の状況が分かる写真を添えて提出すること。

（様式２）

令和　　年　　月　　日

出張所長　殿

住　所
申請者
氏　名

完　　了　　届

下記のとおり完了したので報告します。

記

１．完了年月日

２．許可年月日
及 び 番 号

３．河川の名称　　川水系　　川

４．採取の場所

５．採取の期間　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

６．確 認 希 望　令和　　年　　月　　日
年月日

７．摘　　要　状況写真（①着工前、②作業状況及び③完了後）及びその他必要な資料を添えて提出すること。